

転院搬送ガイドライン

湖南救急医療連絡協議会

湖南広域消防局

転院搬送ガイドライン

1 目的

この「転院搬送ガイドライン」は消防機関が救急業務として行う、医療機関から他の医療機関に患者を搬送する事案(以下「消防機関が行う転院搬送」という。)の要請基準を定めるとともに、その要請にかかる手続きを明らかにすることにより、転院搬送の円滑な実施と救急車の適正な利用を推進することを目的とする。

2 転院搬送の要請基準

消防機関が行う転院搬送は、原則として次の各条件をすべて満たす患者について、転院搬送を要請する医療機関(以下「要請元医療機関」という。)の医師の判断により実施するものとする。

(1) 緊急性

転院先の医療機関において緊急に処置が必要な患者であること。

(2) 専門性

高度医療が必要な患者、特殊疾患等に対する専門的な治療が必要な患者等で、要請元医療機関での治療が困難な患者であること。

(3) 搬送手段

医療機関が所有する患者等搬送車(病院が所有する救急車を含む)、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段が活用できないこと。

3 要請元医療機関の対応

要請元医療機関の医師は、消防機関に対して転院搬送を要請する場合は、上記の要請基準を踏まえた上で次の各項目を遵守するものとする。

(1) 搬送先医療機関の確保

要請元医療機関の医師が、患者の症状に対応できる最も近い医療機関をあらかじめ決定し、受入れの了承を得ておくこと。

(2) 救急車への同乗

転院搬送は、要請元医療機関の医師による患者管理と責任の下で行うため、原則として要請元医療機関の医師が救急車に同乗すること。

なお、やむを得ない理由により医師の同乗が困難な場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関の医師が患者及びその家族等に説明し了承を

得るとともに、搬送先医療機関の医師に申し送りを行うこと。

また、救急隊は搬送先医療機関からの帰署途上についても、湖南地域における救急医療体制確保の観点から、次の救急要請に即時対応できる体制としていますので、帰院に際して救急車に同乗することはできません。

同乗された医師等の帰院にかかる交通手段の確保は、円滑な救急業務の実施のため要請元医療機関において対応して下さい。

(3) 転院先医療機関の選定

転院搬送は緊急に対応する必要がある、特殊な疾患等を有する患者を除き、一定の時間内に搬送することが可能な区域内に限定し実施するものとし、他の救急業務の実施に支障を生じさせるおそれのない地理的な範囲内とすることから、管轄地域内である草津市、守山市、栗東市、野洲市内の医療機関での対応が困難な場合を除き、管轄地域外への転院搬送は行わないものとする。

(4) 転院搬送要請書の提出

要請元医療機関の医師は、様式第1号（転院搬送要請書）に必要事項を記入し救急隊が到着した際に提出すること。

4 その他

(1) 民間の患者等搬送事業者の積極的な活用について

① 転院搬送における救急車の適正利用について

緊急性の乏しい転院搬送については、消防機関が行う転院搬送の要件を満たさないことから、医療機関が所有する病院救急車、消防機関が認定する「患者等搬送事業者」を積極的に活用すること。

② 転院搬送ガイドラインの見直しについて

この転院搬送ガイドラインは、必要に応じて見直しを行うものとする。

※「患者等搬送事業」とは、医療機関への入退院や通院、転院、社会福祉施設への移動手段を提供しているサービスであり、送迎に際してストレッチャーや車椅子に乗った状態での送迎時に、利用者が安心・安全に利用できるよう、消防機関が一定要件を満たしている事業者を認定し公表しているものです。

5 運用開始

このガイドラインは、令和4年4月1日から運用する。

※ 転院搬送ガイドライン策定後の経過

- (1) 平成19年10月1日 策定
- (2) 令和4年2月18日 全部改正